

大分県報

令和五年
第四三八号
八月二十五日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可

指定納付受託者の指定

道路の供用開始（三件）

公告

情報公開条例運用状況

大分県立別府コンベンションセンターの指定管理者の公募

大分県民の森における公の施設の指定管理者の公募

別府港機械管理駐車場等の指定管理者の公募

大分港大在コンテナターミナルの指定管理者の公募

大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び武道スポーツセンターの指定管理者の公募

○告示

大分県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年八月二十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

石河内溜池土地改良区

豊後高田市

令五・八・一〇

大分県告示第三百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称

所在地

指定をした日

ウエルネット株式会社

北海道札幌市中央区大通東十丁目十一番地四

令五・四・一

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等

建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる申請に係る審査手数料

三 指定期間

指定をした日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道緒方高千穂線

豊後大野市緒方町上冬原字榎無礼三七〇番八から豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一四二番二まで

令五・八・二五

大分県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

令和五年八月二十五日

大分県報（告示）

一

供用を開始する。
その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道牧口徳田竹田線

豊後大野市緒方町小原字竹ノ下二二三番三から
豊後大野市緒方町小原字竹ノ下二二六番五まで

令五・八・二五

大分県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道成仏杵築線

杵築市大字大内字無田五七二〇番四二から
杵築市大字大内字孝高石五〇五〇番一まで

令五・八・二五

○公 告

大分県情報公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)第三十三条の規定により、令和四年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 情報公開窓口の利用状況

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	四、七一一	三六四
地区情報コーナー	八一三	一八
合 計	五、五二四	三八二

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考
三七二	法人等を含む。

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

処理件数	処 理 内 訳		適用除外	取下げ
	公 開	一部公開		
三、三三一	一、八一八	一、一四三	七二	四
				二〇二
				〇
				九二

(単位 件)

2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳

区 分	処理件数
知 事 会 事	一、六九〇
議 会 会 事	八
教 育 委 員 会 会 事	一、三一七
公 安 委 員 会 会 事	一
警 察 本 部 長	二五〇
選 挙 管 理 委 員 会 会 事	三三二
監 査 委 員 会 会 事	三
人 事 委 員 会 会 事	八
労 働 委 員 会 会 事	〇

収用委員会	〇
海区漁業調整委員会	〇
内水面漁場管理委員会	〇
公営企業管理業者	一二
病院事業管理者	九
公立大学法人大分県立看護科学大学	〇
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇
大分県住宅供給公社	〇
大分県土地開発公社	一
合計	三、三三一

3 苦情の申出の状況	〇
申出件数	備考

4 審査請求の状況	〇	
区分	件数	備考
審査請求件数	二三	前年度からの継続三件を含む。
処理件数	二〇	

1 情報提供の状況	〇
情報提供申出	〇
区分	処理件数
情報センター	一、四五二
地区情報コーナー	七四七
警察本部窓口	一
合計	二、一九九

2 行政資料	(単位 件)			
区分	閲覧	資料提供	貸出し	写し交付
情報センター	一、五一四	五一九	四〇	一、六七八
地区情報コーナー	三四	一	一	七五五
警察本部窓口	一	一	一	三四
合計	一、五四八	五一九	四〇	二、四六七
3 その他	(単位 件)			
区分	インターネット情報	映像情報		
情報センター	四三	〇		

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県立別府コンベンションセンターの管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。
令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施設の概要			
1 施設の名称	大分県立別府コンベンションセンター		
2 所在地	別府市山の手町十二番地の一		
3 施設の規模及び構造	建築物構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下一階（一部三階）、地上三階（一部四階） 敷地面積 三三、三〇〇・一八平方メートル 建築面積 一二、八三〇・七四平方メートル 延床面積 三三、四五三・一七平方メートル		
※ 次の区分により別府市と区分所有している。 単位：平方メートル			
区分	専有面積	共有面積のうち持分面積	計

別府市	八、一九一・六〇	四六五・四八	八、六五七・〇八
大分県	二二、五五〇・五六	一、二四五・五三	二三、七九六・〇九

地下駐車場面積 三、五〇九・一五平方メートル

4 事業内容

(一) 大分県立別府コンベンションセンター（以下「センター」という。）の施設及び設備を提供すること。

(二) センターで行われる催物に関する情報を収集し、及び提供すること。

(三) 前二号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、別府市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

令和五年十月十六日（月）から同月二十三日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問合せ先

六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定方法及び基準

1 選定の方法

県職員一人及び外部委員四人で構成する大分県立別府コンベンションセンター指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

センターの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和五年八月二十三日(水)から同年十月十三日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県商工観光労働部観光局観光政策課

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七(五〇六)二二二二

2 大分県ホームページによる情報提供

センターの募集に関する情報(募集要項を含む。)についての「大分県ホームページアドレスは、次のとおり。」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14180/b-con-koubou.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。)第二条の規定により、大分県民の森における公の施設(大分県青少年の森、大分県平成森林公園及び大分県神角寺展望の丘)の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和五年八月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県民の森における公の施設(大分県青少年の森、大分県平成森林公園及び大分県神角寺展望の丘)(以下「県民の森施設」という。)

2 所在地

大分市大字廻栖野ほか

3 主な施設の規模及び構造

(一) 展示館(鉄骨平屋建)

四八〇・三六平方メートル

(二) サイクリングセンター管理棟(木造平屋建)

一六五・六二平方メートル

(三) キャンプ場管理棟(木造平屋建)

二二二・〇八平方メートル

(四) 施設内林道等

四四、五七三メートル

※ その他施設の規模及び構造に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

4 事業内容

(一) 森林及び林業に関する青少年の学習活動の指導に関する業務

(二) 自然観察、オリエンテーリングその他の青少年の野外活動の指導に関する業務

(三) 森林レクリエーションに関する業務

(四) 県民の森施設の提供に関する業務

(五) 県民の森施設の建物、設備等の維持管理及び修繕に関する業務

(六) 県民の森施設の利用の受付及び案内に関する業務

(七) 県民の森施設の利用の許可に関する業務

(八) 県民の森施設の利用の促進に関する業務

(九) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等(法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者)が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取

令和五年八月二十五日

大分県報(公告)

五

引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

令和五年九月二十五日（月）から同年十月二十三日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問合せ先

六の1の(二)に記載する所管室とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定方法

県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分県県民の森施設指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

県民の森施設の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和五年八月二十三日（水）から同年十月二十日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県農林水産部森との共生推進室森づくり推進班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―三八七三

2 大分県ホームページによる情報提供

県民の森施設の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページのアドレスは、次のとおり。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/kenninmonorikoubou.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県港湾施設（別府港機械管理駐車場、県営三号上屋及び石垣地区緑地）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県港湾施設（別府港機械管理駐車場、県営三号上屋及び石垣地区緑地）（以下「別府港機械管理駐車場等」という。）

2 所在地

別府市新港町、船小路町及び汐見町

3 施設の規模及び構造

(一) 別府港機械管理駐車場 構造 アスファルト舗装、フェンス囲い

面積 第一駐車場 六、〇八一平方メートル（一八八台）

第二駐車場 五、八〇三平方メートル（二二四台）

第三駐車場 二、九二二平方メートル（八二台）

<p>二 申請者の資格</p> <p>申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。 (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 暴力団関係者 (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等をしている者 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全である 	<ol style="list-style-type: none"> (一) 県営三号上屋 構造 R C造二階建、延床面積 四、〇〇七平方メートル (二) 石垣地区緑地 面積 一二、一二二平方メートル <p>4 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (一) 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務 (二) 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務 (三) 港湾施設の利用の促進に関する業務 (四) 申請受付等補助事務、駐車場利用料金の設定及び徴収、県営三号上屋の使用料の徴収等の業務 (五) 県営三号上屋について、施設の設置目的の範囲内で指定管理者が自らの企画により自主的に実施する業務
<ol style="list-style-type: none"> 五 指定管理者に管理を行わせる期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの二年間（予定） 六 募集要項等 	<p>と判断される法人等でないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。 <p>三 申請を受け付ける期間等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請を受け付ける期間 令和五年十月十日（火）から同月二十三日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 2 申請の方法 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 3 申請書の提出先及び問合せ先 六の1の(二)に記載する所管課とする。 <p>四 選定方法及び基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選定の方法 県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する別府港機械管理駐車場・県営三号上屋・石垣地区緑地指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。 2 選定の基準 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。 (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

1 募集要項

別府港機械管理駐車場等の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和五年八月二十三日（水）から同年十月二十三日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部港湾課

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―四六一四

2 大分県ホームページによる情報提供

別府港機械管理駐車場等の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての「大分県ホームページアドレスは、次のとおり。」

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/koubo-beppukouhtml>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県港湾施設（大分港大在コンテナターミナル）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和五年八月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県港湾施設（大分港大在コンテナターミナル）（以下「大分港大在コンテナターミナル」という。）

2 所在地

大分市大字大在六番地

3 施設の規模及び内容

(一) 施設規模 総面積 二十二ヘクタール

(二) 施設内容 倉庫、マリンハウス、ガントリークレーン二基、警備員詰所、トラック

スケール、冷凍コンセント、照明設備、受変電所、保安設備

4 事業内容

(一) 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務

(二) 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務

(三) 港湾施設の利用の促進に関する業務

(四) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関

等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、

任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当する

と認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

申請を受け付ける期間等

- 1 申請を受け付ける期間
令和五年十月十日（火）から同年二十三日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- 2 申請の方法
申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
- 3 申請書の提出先及び問合せ先
六の1の(二)に記載する所管課とする。
- 四 選定の方法及び基準
1 選定の方法
県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分港大在コンテナターミナル指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
2 選定の基準
選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準
- 五 指定管理者に管理を行わせる期間
令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間（予定）
- 六 募集要項等
1 募集要項
大分港大在コンテナターミナルの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。
(一) 配布期間
令和五年八月二十三日（水）から同年十月二十三日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所 大分県土木建築部港湾課 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 〇九七―五〇六―四六一七 大分県ホームページによる情報提供 大分港大在コンテナターミナルの指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての「大分県ホームページアドレスは、次のとおり。 http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/koubo-oozah.html	
一 施設の概要	大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び武道スポーツセンター（以下「大分スポーツ公園等」という。）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。 令和五年八月二十五日
1 施設の名称及び所在地	大分県知事 佐藤 樹一郎
名 称	所 在 地
大分スポーツ公園	大分市大字横尾一三五二番地ほか
高尾山自然公園	大分市大字横尾四二二五番地ほか
大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	大分市大字横尾一三五一番地
2 施設の規模及び構造	
(一) 敷地面積 約二五三ヘクタール	
(二) 主要な施設	
(1) 総合競技場	
ア 面 積	建築面積 五一、八三〇平方メートル 延床面積 九二、八八二平方メートル
イ 構 造	鉄骨一部鉄筋コンクリート 地上三階 地下二階
ウ 収容人数	三三、〇〇〇人、四〇、〇〇〇人（可動席設置時）
エ 特 徴	第一種陸上競技場

FIFA基準適合サッカー場

- (2) サッカー・ラグビー場
 - (3) 野球場
 - (4) テニスコート
 - (5) 多目的運動広場
 - (6) 大芝生広場
 - (7) 駐車場
 - (8) 武道スポーツセンター
 - ア 面積 建築面積 一四、三九二平方メートル
 - イ 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、木造） 地上三階 地下一階
 - ウ 収容人数 四、〇〇〇人程度（可動席等設置時）
- 3 事業内容
- (一) 大分スポーツ公園等の維持管理及び修繕に関する業務
 - (二) 大分スポーツ公園等の利用の受付及び案内に関する業務
 - (三) 有料公園施設及び武道スポーツセンターの利用の許可に関する業務
 - (四) 大分スポーツ公園等の利用の促進に関する業務
 - (五) 地域、NPO等との連携に関する業務
 - (六) ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務
 - (七) 広域防災拠点に関する業務
 - (八) その他大分スポーツ公園等の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する業務を除く業務
- 二 申請者の資格
- 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。
 - 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
 - 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
- (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

- (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。
 - (一) 暴力団関係者
 - (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
 - (三) 暴力団関係者を使用した者
 - (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
 - 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- 三 申請を受け付ける期間等
- 1 申請を受け付ける期間
令和五年十月十日（火）から同月二十三日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - 2 申請の方法
申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
 - 3 申請書の提出先及び問合せ先
六の1の(二)に記載する所管課とする。
- 四 選定の方法及び基準
- 1 選定の方法
県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分スポーツ公園・高尾山自然公園及び武道スポーツセンター指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
 - 2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大分スポーツ公園等の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和五年八月二十三日（水）から同年九月二十九日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部公園・生活排水課

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―四六六四

2 大分県ホームページによる情報提供

大分スポーツ公園等の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18800/otaspportskouenkoubo05.html>